

## 平成27年度 第3回大和市障がい者福祉計画審議会会議録（要旨）

日時： 平成28年3月8日（火）14時00分～15時30分

場所： 大和市保健福祉センター 5階 501会議室

委員： 関水会長、横川委員、馬場委員、佐藤委員、内藤委員、春日委員、田中委員、  
村元委員、小山委員、仲嶋委員、  
（欠席）田所委員

事務局： 熱田課長、関水係長、下野係長、笹岡係長、小野、首藤、青山

傍聴： 1名

### 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
  - （1）障がい者福祉計画進捗管理について
  - （2）障害者差別解消法に関する職員対応規程（案）について
  - （3）職員対応規程（案）に対する各団体からの主な意見に・質問について
  - （4）障害者差別解消支援地域協議会の設立について（案）
4. その他  
事務連絡（講演会のお知らせ、次回日程）

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議題

#### （1）障がい者福祉計画進捗管理について（資料1）【資料記載の説明は省略】

事務局：資料の送付が遅くなり申し訳ない。

前回の審議会にて管理すべき項目についてご審議をいただいた。今回はそれぞれの管理項目の数値についてご審議をいただく。全体としては、障がい者の数が増加していることから、程度の差はあるが、各項目とも増加傾向である。

管理項目は多数あるため、いくつかピックアップして説明させていただく。

#### 資料 1 について説明

##### 1-2 虐待の防止

市としても大きな問題として取り組んでいる。運営費が下がっているのは、来年度から虐待に関する通報受付（24 時間・365 日）業務の委託方式を変えることによる。今までは自立支援センターにて直接業務を行っていただいていたが、専門のコールセンターに再委託をすることとなった。業務内容については、今までと変更は無い。

また、虐待に関する相談件数については、当然のことながら虐待が無いことが一番であると考えている。そのため、見込件数を掲げることはふさわしくないと考え、平成 26 年度の実績と平成 27 年度については、平成 28 年 2 月末迄の実績を掲載している。

##### 1-3 相互理解の基礎づくり 人権啓発事業

平成 27 年度から回数が増えているのは、今までは職員が小学校に出向いて講和という堅苦しい形で行っていたものを、紙芝居などを用いて説明する等により取り組み易い内容に変更したところ新たに 2 校から手上げがあったとのこと。今後も実施する学校数を増やす取り組みを行っていききたいと聞いている。

##### 1-3 相互理解の基礎づくり 乳幼児期からの交流

基本的には市内の全保育園で実施をしていくとのこと。保育園数は今後増える見込みであり、実施保育園数及び障がい児就園数とも増加していく見込みである。

##### 1-5 行政サービスにおける合理的な配慮の推進 手話通訳者の設置

議会が終わっていないので決定していないが、平成 28 年 4 月 1 日から差別解消法が施行されることもあり、障がい福祉課、本庁それぞれ週 1 回設置していたところを平成 28 年度からの障がい窓口については、時間の制約はあるが基本的には毎日設置してくという形を予定している。

##### 2-4 防災・緊急体制の充実 避難行動要支援者支援制度

この数字には、高齢の方、障がい手帳を所持していない認知症の方も含まれている。障害者差別解消法の対象となる方の中には、こういった方も対象

となっており、今後こういった方も含め積極的に増やしていきたいという意向である。

3-4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実 私立幼稚園特別支援教育支援事業

保育園に比べて伸びは少なくなっている。市としては積極的に受け入れを要請してはいるが、指導権限がなく数字を増やすことに苦労しているとのこと。

4-1 地域生活移行の推進 グループホーム等移行推進事業

地域移行を推進していきたいと考えているが、施設入所している方には重度者も多く、グループホームに入るには、設備、人的な面から現実的には難しいところがある。そのためこのような数字になっている。

質疑応答

委員：資料の読み方として、平成26年度は実績、平成27年度は平成28年度2月までの実績ということでしょうか。

事務局：※のついている「1-2虐待の防止」の項目のみ平成28年2月までの実績となっている。その他の項目については、平成27年度は見込みが記載されている。

委員：平成27、28、29年度については見込みということでしょうか。

事務局：そういうことである。

委員：1-2手話通訳者の設置について、週5日と考えてくれていることは有難いと思っている。時間についてはどのように考えているのか教えてほしい。

事務局：手話通訳者の確保の問題もあり、9時から16時で考えている。

委員：そうなる则有難いと思っている。よろしくお願ひしたい。

委員：4－1グループホーム等移行推進事業について、4件とある。入所施設からの移行ではないが、昨年、入るところがなく3か月ごとにたらい回しに合い大変な思いをした方がいた。また、最近も、父親の具合が悪くなり急きょ入居したいとの問い合わせがあった。

グループホームを新しく作った場合満室にすると思うが、入れない人が入る件数がもう少しあったらと思う。これからグループホームを作る事業所に、市から助言するなど何か良い方法があったら教えてほしい。

事務局：質問の「4－1グループホーム等移行推進事業」について補足する。入所施設に入っている方がグループホームに移る場合、グループホームに人的な面など多くの負担がかかる。そのため、支援を厚くしてもらうため、グループホームに対し補助金を出すもの。国は入所施設からグループホームへの意向を推進しており、グループホームに移行する方が4名ほどいるのではなかろうかということで、目標を設定している。しかし、実態として長期入居施設に入っている方は、重度障がい者であり、そういった方がグループホームへ移行するのは、実際難しく目標値は横ばいとなっている。

また、それに関連して委員の指摘は、在宅の方がグループホームに入りたい場合、なかなか入るところがないということかと考える。個々の相談はケースワーカーが対応しているところであるが、大和市全体というマクロ的な視点から考えると、法人に意向調査をすると年に1件程度の設立の意向もあり、総合的には施設数を確保できるのではと見込んでいる。相談の個々の局面ではマッチングしないこともあるが、全体として入りたい人が全く入れないという状況ではないと考えている。また、法人が実際に入居希望をとると、将来的な入居希望はあってもすぐの入居希望は少なく、経営的な観点から見込みが立たず建てられないということもあるようである。

委員：「2－4避難行動要支援者支援制度」について、精神障がい者は入っていない状態であるか。家族会としては推進していかなくてはならないと思っているのだが、少しは増えているか。

事務局：避難行動要支援者支援制度は、健康福祉総務課で実施しているものである。これは、地域の民生委員や地区社協の方に名簿を共有していただき、どこにどのような障がい者がいるので災害発生時等に、避難行動を支援してくださいというもの。またこの名簿登載にはご本人や家族の同意が必要である。担当課

としては、精神障がいの場合の目安としては、精神障がい者福祉手帳 1 級の方に呼びかけている状況である。しかし、等級に関わらずご心配な場合は、名簿に登載することが可能なので、担当課にご連絡いただきたい。担当課である健康福祉総務課は、障がい福祉課の奥側にある部署になる。

委員：現実には、精神障害の方で登録している人はいるのか。自分が見たところでは 1 件もない。

事務局：内訳が手元にないため、精神障がい者の名簿登載人数は分からないが、障害者全体としては 1 6 0 0 名程度の名簿登載がある。

委員：自分が見たところ、身体障害者の登録はかなりあるが、精神障害者は見たことがない。

事務局：確認をするので後ほど答えさせて下さい。

委員：「3-3 在宅重度障がい者サポート事業」の訪問入浴について、計算すると、週に 1 回程度の入浴となる。他の日は自宅で家族が入浴させているのか。冬はよいが夏は気の毒ではと感じる。

委員：確かに週に 1 回程度の計算となる。

事務局：数字上では週に 1 回が実績となるが、支給決定上は週 2 回の入浴が可能となっている。実際の体調面や、考えにくいですが他のサービスを受けている可能性もある。実績上はこうなっているということである。

事務局：先ほどの精神障害者の名簿記載の内訳について、健康福祉総務課でもすぐに出ないということなので、後日報告させていただきたい。

委員：「2-4 重度障がい者緊急通報システムの設置事業」について、現在利用している人が 8 人ということか、それとも 8 人ずつ増えていくということか。

事務局：利用している人全体で 8 人となる。

委員：少なく感じる。

事務局：制度概要を念のため説明する。障がい福祉課が担当する部分としては、65歳未満で、下肢・体幹・視覚障害の1・2級、上肢・内部障害の1級に該当し、常時介護する人がいないため非常時の通報ができない方が対象となっている。高齢者に該当する部分は、高齢福祉課の担当になっており、このような数値となっている。

(2) 障害者差別解消法に関する職員対応規程(案)について(資料2)

(3) 職員対応規程(案)に対する各団体からの主な意見に・質問について(資料3)

【資料記載の説明は省略】

事務局：議題2の対応規程について、障害者当事者団体にヒアリングをさせていただき、その主な意見が議題3の資料である。そのため、資料2と資料3について一緒に説明をさせていただきたいが、よろしいか。

一同：異議なし。

事務局：職員対応規程は、規程そのものである本編と不当な差別的取扱いと合理的配慮について、基本的考え方や、具体例などが記載されている留意事項の2部構成となっている

ヒアリングでは、主に、別紙の留意事項に関する意見が非常に多かった。

そのため、別紙については資料3と重なるため、詳細については省き簡単に説明させていただく。

また、本規程をより実効性があり具体性の高いものとするため、2月8日から16日にかけて、計7団体にヒアリングを行った。団体としては、肢体不自由児者父母の会、手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会、身体障害者福祉協会視覚部、聴覚障害者協会、精神障害者家族会「さくら会」、自閉症児・者親の会である。資料3について説明

## 質疑応答

委員：対応規程は総論的なもので、具体的な事項は別紙に記載されていると思う。別紙の部分について、細かいことを書いていただき有難いと感じている。別紙も求められたら公開するものなのか。

事務局：行政文書なので公開するもの。

委員：公開することを踏まえ、細かく見ていく必要があると思う。

第1の2段落目、「障がい者の事実上の平等を促進し」とある。これは、いわゆる障害者枠を設けたり、障害のある人を優先するなどの積極的改善措置について書かれていると思うが、「事実上の」の部分は特別に意味があったり、法律から引用したものか。もしそうでなければ、「障害者と障害のない者との平等を促進し」という表現の方が良いかと考える。

事務局：表記に関しては、内閣府、神奈川県のものを踏まえて作成している。市の訓令であるので、法令主管課と協議をさせていただき検討したい。

委員：P4の7行目について、細かい文言のことになるが、「入室を拒否したり、条件をつけるたりする」とした方がよいのではと思った。後に見てもらいたい。7ページについて、何点かある。○の5つ目について「視覚又は聴覚に障がいのある委員」となっている。意見を踏まえてこのような記載になっているのかと考えるが、法は、身体障がい・知的障がい・精神障がいと障がいを限定しているわけではないので、身体障がいの視覚又は聴覚と限定せず「身体障がいのある委員又は精神障がい・知的障がい～」とした方がよいのでは。○の7つ目について、「知的障害者、精神障害者（発達障害者）等」と限定する必要はなく、「障害者から」と一言でまとめた方がよいのではないかと思う。○の9つ目について、「指示語」ではなく、「あいまいな言葉やわかりにくい言葉」とした方がよいのでは。指示語ではないのではないかと考える。○の15個めについて、「発作等がある場合」と限定的に書いてあるが、「心身に過大な負担がある場合」というような文言にした方がよいのでは。発作に限定せず、発作以外にも色々な場合があると思うので、包含するような表現にすることを検討していただけたらと思う。

事務局：対応規程の前段では抽象的な書き方をしているが、差別解消法では差別の定義がされていないので、障害者に関わらない職員にも、できるだけ具体的なイメージを喚起できることを目的に具体的事例をあげている一面もある。あまりに包括的な表現をしてしまうと、本来注意を払うべき精神障害や知的障害の方に対する配慮がおろそかになっても困るという部分もある。そのため、総合的な観点から、意見を踏まえて検討させていただきたい。

委員：議会に諮って正式に決まるのか。

事務局：職員に対する訓令となるので、議会に諮るものではなく、市長決裁となる。

委員：職員に対しての規程ということなので内容が違ってもいいが、学校について、自分の子どもが登校拒否になってしまうかもしれないので、学区と違う学校に入れてほしいと言ったが入ってもらえなかった。これも差別なのではないかと思うがどうか。

事務局：適切に答えることは難しいが、差別解消法はあくまでも、障害のある方とない方を平等に扱い、求められた場合に合理的配慮をしましょうという法律。恐らく、意思表示としては、適切に登校するために、本来であれば地区割りで定められているところ、ルールを変えてそれを越えて通えるところに行けないか、という提案があげられたということになる。差別解消法施行後は、基本的には、学校の方で学校の目的と照らし合わせて、現場でどのような合理的な配慮ができるか、双方で話し合っていくこととなる。結果としては変わらないかもしれませんが、話し合いを持つという風になるのではないかと。学校については、市の職員とは異なる対応が必要になるため、対応規程を教育委員会にて作ることになると思われる。

委員（大和市教育委員会）：市の教育委員会でも対応規程について検討中。基本的に対象となる職員が県費の職員になるので、県の教職員の対応規程が出てからの検討となる。週明けにホームページにパブリックコメントとして出てきたので、それを参考にしながら検討していく。

委員：精神障がいも教育委員会に関わってくると思うが、パブリックコメントに出たものには、精神障がいは高校生などの思春期に発症することが多いことなど、内容に入っているのか。

委員（大和市教育委員会）：昨日出たためまだ熟読していない。細かいところまで入っているかわからないが、ホームページを見ていただけたら。県のものに沿って大和市でも作っていく予定。

#### （４） 障害者差別解消支援地域協議会の設立について（案）

事務局：資料４について説明

委員：質問等なし

#### ４． その他

事務局：

- ・（参考資料）障害者差別解消法講演会の開催について（案）について  
平成28年5月21日（土）午後2時～（時間は変わる可能性あり）勤労福祉会館3階ホールにて障害者差別解消法に関する講演会の開催を予定しております。講師は、神奈川県障害者施策の委員会の副会長を務めている方。女性であるため、一般市民の方にも聞きやすい講演をすると聞いている。また、事例発表については、地域で既に取り組んでいただいている合理的配慮について発表していただき、小さいことかもしれないが、良い事例を積み重ねることで理解を深められたらと考えている。
- ・ 次回日程  
6月を予定している。

会長：以上を持ち、本日の議題は全て終了。長時間のご審議ありがとうございました。

以上